



令和7年1月
熊本保健科学大学
医学検査学科

令和
6年度

熊本保健科学大学

医学検査学科同窓会 講演会・総会・懇親会

開催日

令和7年 3月29日(土) 14:00～

会場

熊本保健科学大学 講義室およびレストラン

〒861-5598 熊本市北区和泉町325 TEL.096-275-2111

お問合せ

〒861-5598 熊本市北区和泉町325

熊本保健科学大学 医学検査学科同窓会 (総務担当: 亀山広喜)

TEL.096-275-5391 E-mail egdousou@kumamoto-hsu.ac.jp

同窓会だより

ごあいさつ

医学検査学科同窓会

会長 原田 精一



同窓生の皆様、新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び
申し上げます。

同窓会では令和6年3月30日(土)にKKRホテル熊本
において、令和5年度同窓会総会・講演会を実施後、併せ
て「熊本保健大学医学検査学科同窓会創立60年記念式
典および祝賀会」を開催しましたのでご報告いたします。
講演会では、本学学長の竹屋元裕先生に「学長就任5年
を経て思うこと」というテーマでご講演をいただき、講演
終了後に記念式典および祝賀会を開催しました。式典で
は、母校より理事長の木下統晴先生、学長の竹屋元裕先
生をはじめ、御来賓として第2代学長小野友道先生、第3
代学長崎元達郎先生および同窓会より第3代会長梅橋豊
蔵様、第4代会長廣瀬英治様、第5代会長瀧口巖様ご臨席
のもと、同窓会運営にご尽力いただいた方々への感謝状
及び記念品の贈呈を行いました。また、その後の祝賀会
では県外からの参加者も含め多くの同窓生の参加をいた
だき、盛会裏に無事終了することができました。同窓会とし
て、さらに70年、80年に向けての歩みを進めなければな
りません。

本学は昭和34年4月に旧化血研内に「化血研衛生検
査技師養成所」として創設され、翌35年に「熊本医学技
術専門学校」と名称変更されました。その後、昭和43年4
月に「銀杏学園短期大学」、そして平成15年4月に4年制
の「熊本保健科学大学」へと改組転換されました。また、卒
業生数は、令和5年3月末現在、「熊本医学技術専門学校
卒業生」327名、「銀杏学園短期大 卒業生」3,471名、
「熊本保健科学大学 卒業生」1,836名の、計5,634名と
なっており、熊本保健科学大学全学科の卒業生は1万人
を超えています。

同窓会としては、卒業生の増加により、限られた財源の
中で会誌「あんず」の発行に関して、発送費用の負担増に
伴い、熊本大ホームページ内に掲載することで原則発送
を中止するなどの経費削減策を実施してきましたが、同窓
生の皆さんに活動状況を確実に伝えできておらず、大き
な課題となっています。このような状況を踏まえ、現在、同
窓会会則や組織の見直し、更には情報発信の有り方な
ど、今後の同窓会活動の取り組みについて検討を行って
いるところです。また、令和7年3月29日(土)に令和6年度
同窓会総会の開催を予定していますので、多くの方にご
参加いただき、ご意見、ご助言などいただければ幸いです。

今後とも同窓会活動に対し、ご理解とご協力のほどよろ
しくお願い申し上げます。

熊本保健科学大学同窓会会則変更について(ご提案)

創立60周年を迎えた熊本保健科学大学同窓会は、会員5000名以上となり今までの会議の方法や事業の内容について様々な課題を抱えるようになりました。60周年を機に会則の見直しを計画いたしました。令和6年度の総会で議案を提出予定です。ぜひ、総会に出席いただき皆様のご意見をお聞かせください。

現状と課題

①100名以上の会議が必要

現状の会則では各期代表の評議員により予算、決算、事業計画、事業報告の承認が必要になります。

②学術講演会の参加者減少

現在では多くの研修会が実施され、その範囲も多様になっています。また、同窓会の年間の収入は新入生の終身会費(約100万円)です。多くの卒業生に満足していただく講演会の毎年の開催が難しくなっています。

③在学生との交流を図る活動

現在の会則には在学生である準会員との関わりを定めていません。在学中に同窓会との関わりを持つ機会がない状態です。

対 策

①理事会を設置し、10数名の会議を総会前の承認機関とする。

②学術講演会にこだわらず、会員の親睦・交流のための事業に関すること、母校の事業に対する援助、協力に関すること、準会員への援助、協力に関することを会則に明記する。

新

熊本保健科学大学医学検査学科同窓会会則(案)

昭和49年4月1日制定
昭和58年2月26日一部改正
昭和61年1月25日一部改正
平成11年1月17日一部改正
平成15年3月15日一部改正
平成18年3月11日一部改正
平成25年3月16日一部改正
令和〇〇年〇月〇日一部改正

第1章 総 則

- 第1条 この会は、熊本保健科学大学医学検査学科同窓会という。
- 第2条 この会は、本部を熊本保健科学大学医学検査学科内(熊本市北区和泉町325番地)におく。
- 第3条 この会は、会員相互の親睦を図ると共に、学術技能の向上に努め、母校の名声を宣揚し、その発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 同窓会誌及び同窓会会員名簿発行に関すること。
 - 2 会員の親睦・交流のための事業に関すること
 - 3 母校の事業に対する援助、協力に関すること
 - 4 準会員への援助、協力に関すること
 - 5 その他この会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 この会の会員は、次のとおりとする。
- 正会員 熊本医学技術専門学校及び銀杏学園短期大学衛生技術科及び熊本保健科学大学専門学校及び銀杏学園短期大学の旧職員ならびに熊本保健科学大学職員で、会長の推薦したもの。
- 準会員 熊本保健科学大学学生
- 名誉会員 永年この会のために尽力し、顕著なる功績のあったもので、理事会の議を経て会長が推薦したもの。
- 第6条 この会の会員(特別会員及び名誉会員を除く)になろうとする者は、総会において定められた会費及び入会金を納入しなければならない。
- 第7条 会員は、住所、氏名、勤務先等に変更が生じた場合は、その都度本部に通知するものとする。

第3章 役 員

- 第8条 この会に、次の役員をおく。
- 名誉会長 熊本保健科学大学学長
- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 15名以内
- 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 第9条 役員の選出方法は次のとおりとする。
- 1 理事、監事は、会員の中から選出し、総会において承認する
 - 2 会長、副会長は理事のなかから理事会が推薦し、総会において承認する。

旧

熊本保健科学大学医学検査学科同窓会会則

昭和49年4月1日制定
昭和58年2月26日一部改正
昭和61年1月25日一部改正
平成11年1月17日一部改正
平成15年3月15日一部改正
平成18年3月11日一部改正
平成25年3月16日一部改正

第1章 総 則

- 第1条 この会は、熊本保健科学大学医学検査学科同窓会という。
- 第2条 この会は、本部を熊本保健科学大学医学検査学科内(熊本市北区和泉町325番地)におく。
- 第3条 この会は、会員相互の親睦を図ると共に、学術技能の向上に努め、母校の名声を宣揚し、その発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 同窓会誌及び同窓会会員名簿発行に関すること。
 - 2 学術講演会及び研究発表会に関すること。
 - 3 その他この会の目的を達成するため必要な事業。

第2章 会 員

- 第5条 この会の会員は、次のとおりとする。
- 正会員 熊本医学技術専門学校及び銀杏学園短期大学衛生技術科及び熊本保健科学大学医学検査学科を卒業したもの。
- 特別会員 熊本医学技術専門学校及び銀杏学園短期大学の旧職員ならびに熊本保健科学大学職員で、会長の推薦したもの。
- 準会員 熊本保健科学大学学生
- 名誉会員 永年この会のために尽力し、顕著なる功績のあったもので、評議員会の議を経て会長が推薦したもの。
- 第6条 この会の会員(特別会員及び名誉会員を除く)になろうとする者は、総会に於て定められた会費及び入会金を納入しなければならない。
- 第7条 会員は、住所、氏名、勤務先等に変更が生じた場合は、その都度本部に通知するものとする。

第3章 役 員

- 第8条 この会に、次の役員をおく。
- 名誉会長 銀杏学園短期大学学長及び熊本保健科学大学学長
- 会長 1名
- 副会長 2名
- 常任評議員 15名以上、25名以内
- 評議員 各卒業期から原則として2名
- 監事 2名
- 第9条 役員の選出方法は次のとおりとする。
- 1 会長及び副会長は、正会員の中より評議員会において選出する。
 - 2 常任評議員は、評議員の互選によって選出する。

第10条 役員の職責は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 理事は会務を協議し、事業を推進する
- 4 監事は、この会の経理を監査し、総会に報告する。

第11条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 第12条 この会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、この会に特別功労のあったものの中から、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この会の業務について、会長の諮問にこたえる。

第4章 会 議

- 第13条 会議は、総会及び理事会、代表代議員会とする。
- 第14条 総会は、毎年本校において開催する。但し、都合によって開催地を変更することができる。
- 2 総会は、本会の最高議決機関であって、正会員をもって構成する。
 - 3 毎年3月に定期総会を開催する。尚、理事会において必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
 - 4 議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。
 - 5 総会は正会員の出席者をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって行う。
 - 6 可否同数の場合は議長がこれを決定する。
 - 7 総会は次に掲げる事項について審議し決議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 年度事業報告および収支決算
 - (3) 年度事業計画および収支予算
 - (4) 会長、副会長、理事、監事の承認
 - (5) その他理事会において必要と決議した事項、その他重要事項
- 議事録は、事務局が作成し、議長及び出席者の中から議長が指名した2名が署名押印の上これを保存する。
- 第15条 理事会は、3か月超える間隔で年3回以上開催するほか、会長が必要に応じてこれを召集する。
- 2 議長は、会長とする。尚、会長が指名することもできる。
 - 3 理事会は構成役員の過半数の出席により成立する。
 - 4 監事は、理事会に出席し、議事に参加することはできないが意見を述べることができる。
 - 5 議事は出席者の過半数の賛成により決議する。同数の場合は議長がこれを決定する。
 - 6 理事会は次に掲げる事項について審議し、決議・決定する。
 - (1) 事業にかかわる事項
 - (2) 会計に関する事項
 - (3) 会則および規定に関する事項
 - (4) 総会で決定した事項
 - 7 議事録を作成し、事務局でこれを保管する。

第5章 代議員・代表代議員

- 第16条 代議員は卒業各期の正会員の中から選出された2名とする。
- 第17条 任期は設けないが、変更時は理事会に届け出る。ただし卒業・修了後50年を経過している場合は、任期満了として退任することができる。
- 第18条 代議員の任務は次の通りとする。
- 1 卒業各期の正会員の親睦を図る。
 - 2 卒業各期の代表者として代表代議員会および理事会との連絡を保つ。
- 第19条 各期代議員より医技専卒3名、銀杏短大卒10名、熊本大卒10名を代表代議員とし、代表代議員会もしくは総会で承認する。理事の兼任はさまたげないものとする。
- 第20条 代表代議員会は、会長がこれを招集し、毎年2月末までに開催されなければならない。
- 第21条 代表代議員会は、あらかじめ理事会より提出された下記事項につき審議し、理事会に助言を与える。
- 1 年間基本業務計画案および予算案
 - 2 年度業務報告および決算書案
 - 3 理事会が付議したその他の事項
- 第22条 代表代議員会の決議は、代表代議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。代表代議員は、他の代議員をもって代理人となし、その議決権を行使することができる。

第6章 支 部 会

- 第23条 この会は、各地方に支部を設置することができる。
- 2 支部には、支部長をおく。
 - 3 支部長は、その支部会員の推薦によって、会長がこれを委嘱する。
 - 4 支部長は、この会と支部との連絡を円滑にし、この会の目的達成に尽力するものとする。

第7章 会 計

- 第24条 この会の経費は、会費、入会金、寄付金、賦課金及びその他の収入とする。
- 第25条 この会の予算及び決算は、総会においてその承認を得なければならない。
- 2 決算書には、すべての財源及び使途ならびに現在の経理状況を明らかにし、会計監査を受け、その意見書を添付しなければならない。
- 第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 評議員及び監事は、会員の中から総会において選出する。

- 第10条 役員の職責は、次のとおりとする。
- 1 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
 - 3 常任評議員は、庶務、会計、企画、学術の業務を分担処理し、会の運営に関する事項を審議する。
 - 4 評議員は、会長の諮問する重要事項を審議する。
 - 5 監事は、この会の経理を監査し、総会に報告する。
- 第11条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
- 第12条 この会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、この会に特別功労のあったものの中から、常任評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この会の業務について、会長の諮問にこたえる。
- 第13条 この会は、本部に事務局を設け、庶務、会計、企画、学術の係をおく。
- 2 庶務は、支部との連絡、会員の異動調査及び会員名簿の出版等庶務一般を司る。
 - 3 会計は、会計業務全般を司る。
 - 4 企画は、総会及び同窓会誌の企画及び業務を司る。
 - 5 学術は、研究発表会、講演会及び学術誌発行等の企画及びその業務を司る。

第4章 会 議

- 第14条 会議は、総会及び役員会とする。
- 第15条 総会は、毎年本校において開催する。但し、都合によって開催地を変更することができる。
- 2 総会は、事業計画の決定、事業報告の承認、その他会長が付議した重要な事項を議決する。
- 第16条 役員会は、常任評議員会及び評議員会とし、会長が必要に応じてこれを召集する。
- 2 役員会は、総会に付議すべき事項、事業の執行に関する事項、その他会長が付議した事項について議決するものとする。

第5章 支 部 会

- 第17条 この会は、適当な地方に支部を設置することができる。
- 2 支部には、支部長をおく。
 - 3 支部長は、その支部会員の推薦によって、会長がこれを委嘱する。
 - 4 支部長は、この会と支部との連絡を円滑にし、この会の目的達成に尽力するものとする。

第6章 会 計

- 第18条 この会の経費は、会費、入会金、寄付金、賦課金及びその他の収入とする。
- 第19条 この会の予算及び決算は、総会においてその承認を得なければならない。
- 2 決算書には、すべての財源及び使途ならびに現在の経理状況を明らかにし、会計監査を受け、その意見書を添付しなければならない。

第27条 この会の会計経理は、この会則に定めるもののほか、会計規則で定める。

第8章 会則の変更

第28条 この会の会則の改正は、総会において承認をうけなければならない。

付 則

- 1 この会則は、昭和58年2月25日から施行する。
- 2 この会則は、昭和61年1月25日から施行する。
- 3 この会則は、平成11年1月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成15年3月15日から施行する。
- 5 この会則は、平成18年3月11日から施行する。
- 6 この会則は、平成25年3月16日一部改正から施行する。

細 則

(会費・入会金・納入時期)

- 第1条 第6条による会費及び入会金は、会費5000円、入会金5000円とする。
- 2 会費及び入会金は、熊本保健科学大学医学検査学科入学時に納入するものとする。
 - 3 準会員で退学したものは申し出により会費、入会金を返金するものとする。

会計規則

昭和49年4月1日制定
令和〇〇年〇月〇〇日制定

- 第1条 この規則は、会則24条に基き、会計に関する必要な事項を定める。
- 第2条 会計は、経費及び物品の出納事務を取り扱い、会計担当**理事**がこれを行う。
- 第3条 出納の事務は、すべて文書により処理し、会長の決済を経なければならない。但し、請求書または領収書徴収不能の場合は、会長または会計担当**理事**以外の**理事**1名以上の認定を以て、これにかえることができる。
- 第4条 会計または支出に対し、不当と認めた時は、**理事会**にはかるものとする。
- 第5条 予算外の支出または予算超過の支出に当てるため、予備費を設けることができる。
- 第6条 出納の経理を明らかにするため、下記の帳簿を備え、証書類と共に保管しなければならない。
- (1) 金銭出納簿 (2) 会費納入者名簿 (3) その他の補助簿
- 第7条 会務のために出張する者または会務に従事する者に対しては、最低限必要と思われる旅費及び行動費を支給することができる。
- 第8条 会計は、年度毎に収入支出決算書を作成し、会計検査を受け、その意見書を付して、総会に提出しなければならない。
- 第9条 会計は、総会までに収入予算案を編成し、**理事会**の議を経て総会に提出しなければならない。
- 第10条 会計は、必要に応じ**理事会**の議を経て、一会計年度中の一定期間内にかかる暫定予算を作成し、これを執行することができる。この場合、暫定予算は当該会計年度の予算が成立したとき、その効力を失う。
- 第11条 会計は、必要と認める時は会長の承認を経て、資金前渡を行うことができる。この場合事務終了後直ちに精算しなければならない。
- 第12条 この規則の改正は、**理事会**の承認を得なければならない。
- 第13条 この規則は、昭和61年1月25日より施行する。
この規則は、令和〇年〇月〇日より施行する。

旅費及び行動費支給規定

昭和49年4月1日制定
平成25年7月1日一部改正
令和〇〇年〇月〇〇日制定

- 第1条 この規定は、会計細規則第7条の規定により旅費及び行動費支給に関する必要な事項を定める。
- 第2条 この会の会員及びその他の者で、会長の命令又は要請により会務のため出張する者又は会務に従事する者にはこの規定により旅費及び行動費を支給する。
- 第3条 前条の旅費とは、**交通費**の実費及び会長が必要と認めた場合の宿泊料とする。
- 第4条 行動費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じて支給する。
- 第5条 交通費は、**普通料金**とし、必要ある場合は**指定料金**等を加算することができる。
- 第6条 交通費実費の計算は目的地までの最短順路によって行う。但し、天災その他やむをえない事由により順路を変更した場合はその現に経過した経路による。
- 第7条 宿泊料は実費を支給する。行動費は日額1,000円とする。
- 第8条 会長は時宜により旅費及び行動費の一部もしくは全部を支給しないことができる。
- 第9条 この規定の改正は**理事会**の承認を得なければならない。
- 第10条 この規定は昭和49年4月1日より施行する。
この規定は平成26年7月1日より一部改正施行する。
この規則は、令和〇年〇月〇日より施行する。

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 この会の会計経理は、この会則に定めるもののほか、会計規則で定める。

第7章 会則の変更

第22条 この会の会則の改正は、総会において承認をうけなければならない。

付 則

- 1 この会則は、昭和58年2月25日から施行する。
- 2 この会則は、昭和61年1月25日から施行する。
- 3 この会則は、平成11年1月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成15年3月15日から施行する。
- 5 この会則は平成18年3月11日から施行する。
- 6 この会則は、平成25年3月16日一部改正から施行する。

細 則

(会費・入会金・納入時期)

- 第1条 第6条による会費及び入会金は、会費5000円、入会金5000円とする。
- 2 会費及び入会金は、熊本保健科学大学医学検査学科入学時に納入するものとする。
 - 3 準会員で退学したものは申し出により会費、入会金を返金するものとする。

会計規則

昭和49年4月1日制定

- 第1条 この規則は、会則22条に基き、会計に関する必要な事項を定める。
- 第2条 会計は、経費及び物品の出納事務を取り扱い、会計担当常任評議員がこれを行う。
- 第3条 出納の事務は、すべて文書により処理し、会長の決済を経なければならない。但し、請求書または領収書徴収不能の場合は、会長または会計担当常任評議員以外の常任評議員1名以上の認定を以て、これにかえることができる。
- 第4条 会計または支出に対し、不当と認めた時は、評議員会にはかるものとする。
- 第5条 予算外の支出または予算超過の支出に当てるため、予備費を設けることができる。
- 第6条 出納の経理を明らかにするため、下記の帳簿を備え、証書類と共に保管しなければならない。
- (1) 金銭出納簿 (2) 会費納入者名簿 (3) その他の補助簿
- 第7条 会務のために出張する者または会務に従事する者に対しては、最低限必要と思われる旅費及び行動費を支給することができる。
- 第8条 会計は、年度毎に収入支出決算書を作成し、会計検査を受け、その意見書を付して、総会に提出しなければならない。
- 第9条 会計は、総会までに収入予算案を編成し、評議員会の議を経て総会に提出しなければならない。
- 第10条 会計は、必要に応じ評議員会の議を経て、一会計年度中の一定期間内にかかる暫定予算を作成し、これを執行することができる。この場合、暫定予算は当該会計年度の予算が成立したとき、その効力を失う。
- 第11条 会計は、必要と認める時は会長の承認を経て、資金前渡を行うことができる。この場合事務終了後直ちに精算しなければならない。
- 第12条 この規則の改正は、評議員会の承認を得なければならない。
- 第13条 この規則は、昭和61年1月25日より施行する。

旅費及び行動費支給規定

昭和49年4月1日制定
平成25年7月1日一部改正

- 第1条 この規定は、会計細規則第7条の規定により旅費及び行動費支給に関する必要な事項を定める。
- 第2条 この会の会員及びその他の者で、会長の命令又は要請により会務のため出張する者又は会務に従事する者にはこの規定により旅費及び行動費を支給する。
- 第3条 前条の旅費とは、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃(以下、交通費という)の実費及び会長が必要と認めた場合の宿泊料とする。
- 第4条 行動費は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じて支給する。
- 第5条 交通費・行動費については別表の基準に従って支給する。
- 第6条 交通費実費の計算は目的地までの最短順路によって行う。但し、天災その他やむをえない事由により順路を変更した場合はその現に経過した経路による。
- 第7条 宿泊料は実費を支給する。行動費は日額1,000円とする。
- 第8条 会長は時宜により旅費及び行動費の一部もしくは全部を支給しないことができる。
- 第9条 この規定の改正は常任評議員会の承認を得なければならない。
- 第10条 この規定は昭和49年4月1日より施行する。
この規定は平成26年7月1日より一部改正施行する。

(別表) 行動費・交通費基準

項目	基 準	支 給 額
行動費	事務会議費	1,000円
	催物実務費	3,000円
交通費	10km未満	無し
	10km以上 20km未満	1,000円
	20km以上 30km未満	2,000円
	30km以上 40km未満	3,000円
	40km以上 50km未満	4,000円
	50km以上	5,000円
	県外	実費

熊本保健科学大学医学検査学科 同窓会

60 周年 記念事業

講演会



竹屋先生による講演

式典



会長あいさつ



「60年の歩み」



崎元先生



小野先生

懇親会



令和 6 年度 講演会・総会・懇親会のお知らせ

期日 令和 7 年 3 月 29 日 (土)

場所 熊本保健科学大学 講義室およびレストラン
〒861-5598 熊本市北区和泉町 325 Tel 096-275-2111

スケジュール

14:00 ~ 講演会 1300L 講義室
講師：黒田 誠 教授
(熊本保健科学大学医学検査学科教授)
15:00 ~ 総会 1300L 講義室
16:00 ~ 懇親会 レストラン「ピリア」

懇親会会費 5,000 円

参加申込は
こちらから
(マ切 3/10) ▶



講演会のお知らせ

黒田誠教授は、元国立感染症研究所・病原体ゲノム解析研究センター長で専門は微生物学です。熊本保健科学大学 医学検査学科には令和6年4月に着任されました。

「コロナ対策を振り返り、目指すべき将来の微生物検査を考える」をテーマに講演をお願いしております。今も続くコロナウイルス対策から学生だけでなく、卒業生にも役立つ微生物検査の興味深い情報をお話し頂きたいと思います。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

会計資料（会計部案）

2023年度 会 計（決算案） 2023.4.1～2024.3.31			
費 目	2023年度予算	2023年度決算	備 考
繰越金	6,000,000	8,873,430	2022年度より
会費	1,000,000	1,250,000	2023年度 入学生(125名)
寄付金	0	0	60周年記念事業寄附金 0件
協賛費	0	0	
講演会収入	0	351,000	60周年記念事業懇親会 6,500円×54名
雑収入	0	0	
	7,000,000	10,474,430	

●支出の部			
会誌発行費	180,000	103,400	
名簿発行費	1,500,000	1,274,923	調査費用として
講演会費	700,000	0	
会議費	200,000	83,000	常任・評議員会、60周年記念事業WG
支部活動費	150,000	0	
印刷費	30,000	0	
通信費	160,000	185,704	評議員会案内
事務消耗品費	30,000	0	
交通費	150,000	0	
雑費	20,000	3,115	振込手数料
連合拠出金	50,000	0	拠出なし
予備費	50,000	0	
記念事業費	1,000,000	704,950	会場費、消耗品等
	4,220,000	2,355,092	

10,474,430(収入合計)－2,355,092(支出合計)＝ 8,119,338 2023年度残高

2025年度 会 計（予算案） 2025.4.1～2026.3.31			
費 目	2024年度予算	2025年度予算	備 考
繰越金	7,600,000	8,400,000	2024年度より
会費	1,000,000	1,000,000	2025年度 入学生(100名)
寄付金	0	0	銀杏学園後援会
協賛費	0	0	銀杏学園(大学)
講演会収入	0	0	参加費
雑収入	0	0	利息等
	8,600,000	9,400,000	

●支出の部			
会誌発行費	180,000	180,000	「あんず」Web化
名簿発行費	50,000	50,000	名簿調査費等
講演会費	700,000	700,000	第47回同窓会
会議費	200,000	200,000	常任・評議員会 等
支部活動費	150,000	150,000	支部会(沖縄 広島 鹿児島 福岡 関西)
印刷費	30,000	30,000	封筒印刷代等
通信費	160,000	160,000	評議員会案内等
事務消耗品費	30,000	30,000	
交通費	150,000	150,000	支部会(沖縄 広島 鹿児島 福岡 関西)
雑費	20,000	20,000	
連合拠出金	50,000	50,000	同窓会連合 2025年度分
予備費	50,000	50,000	
	1,770,000	1,770,000	

2024年度 会 計（中間報告）				
費 目	2023年度予算	実績(4月～12月)	見込(1月～3月分)	備 考
繰越金	7,600,000	8,119,338	8,119,338	2023年度より
会費	1,000,000	1,150,000	1,150,000	2024年度 入学生(115名)
寄付金		0	0	創立60周年記念事業寄附金 0 件
協賛費		0	0	
講演会収入		0	250,000	*会費¥5,000 50人参加予定
雑収入		10,248	10,248	利息など
	8,600,000	9,279,586	9,529,586	

●支出の部				
会誌発行費	180,000	0	90,000	*あんず発行
名簿発行費	50,000	0	0	
講演会費	700,000	0	300,000	*会場費、講師謝金
会議費	200,000	43,000	88,000	*常任評議員3回 評議員会2回
支部活動費	150,000	0	0	
印刷費	30,000	0	40,000	*案内ハガキ印刷
通信費	160,000	116,486	600,000	*総会案内、あんず発送
事務消耗品費	30,000	110	110	
交通費	150,000	0	0	
雑費	20,000	13,648	13,648	振込手数料、源泉税
連合拠出金	50,000	0	0	
予備費	50,000	0	0	
記念事業費	0	0	0	
	1,770,000	173,244	1,131,758	



事務局よりお知らせ

本号では、熊本保健科学大学医学検査学科同窓会創立60周年記念行事の様子や、今後の同窓会活動の方向性についてお伝えしました。60周年という節目を迎えるにあたり、同窓会では会則の見直しを検討しています。これにより、組織運営の強化と、会員の皆様との連携をより深めるための基盤づくりを目指しています。同窓生の皆様には、これまでと変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。これからも同窓会活動を通じて、皆様との絆をさらに深めてまいります。次号もどうぞお楽しみに。

住所や姓名、勤務先等が変わられた場合には下記までご連絡下さい。

連絡先

〒861-5598 熊本市北区和泉町 325

熊本保健科学大学医学検査学科同窓会事務局 亀山 広喜

TEL. 096-275-5391 FAX. 096-245-3172

e-mail egdousou@kumamoto-hsu.ac.jp